

令和5年第8回赤穂市教育委員会議事録

- 1 日 時 令和5年8月23日 午後2時00分
- 2 場 所 赤穂市役所第2庁舎第2会議室
- 3 出席委員

教 育 長	尾 上 慶 昌
教育長職務代理者	大 河 龍 生
委 員	池 坂 めぐみ
委 員	志 水 矛
委 員	井 本 学 明
- 4 委員以外の出席者

教 育 次 長	入 潮 賢 和
学校給食センター担当参事兼所長	正 木 洋 志
総 務 課 長	近 藤 雅 之
こども育成課長	山 内 陽 子
幼児教育指導担当課長	中 塚 真由美
学校教育課長	田 中 豊 史
生涯学習課長	松 本 久 典
文化財課長兼市史編さん担当課長	中 田 宗 伯
スポーツ推進課長	笠 原 裕 之
中央公民館長兼市民会館長	本 家 信 治
図書館長	狩 川 真 人
書 記	澁 谷 文 江
- 5 付議事項

報告12	専決処分の報告について
専第11号	令和6年度使用赤穂市立学校教科用図書の採択について
報告13	少年非行概要について
第20号議案	令和5年度赤穂市一般会計補正予算（9月）について
その他	問題行動、いじめ・不登校の状況について

議 事 録 署 名

教 育 長 尾 上 慶 昌

署 名 人 志 水 矛

署 名 人 池 坂 めぐみ

令和5年第8回赤穂市教育委員会議事録

教育長 ただいまより、第8回定例教育委員会を開会いたします。委員全員のご出席をいただいておりますので、会議は成立しております。

なお、本日、高見教育次長が所用のため、欠席しております。はじめに、令和5年第7回教育委員会議事録の署名を大河委員と志水委員にお願いします。

(教育長署名後、大河委員と、志水委員の署名)

教育長 次に、教育長の報告を行います。

(教育長 報告)

教育長 次に、赤穂市教育委員会会議規則第14条第2項の規定により、議事録署名人2名を次のとおり指名いたします。

志水委員と池坂委員にお願いします。

議事に先立ち、赤穂市教育委員会会議規則第5条の規定により、議案の公開又は非公開の決定を行いたいと思います。

第20号議案については、同規則第5条第1項第4号の教育予算その他議会の議決を経るべき議案についての意見の申出に関する事件に、その他については同規則第5条第1項第7号の会議の公開が不相当である事件に該当すると考えられますので、いずれも非公開としてよろしいか。

全委員 異議なし。

教育長 以上のとおりの賛成をもちまして、第20号議案及びその他については、非公開と決定します。それでは、審議に入ります。報告12「専決処分の報告について」専第11号「令和6年度使用赤穂市立学校教科用図書の採択について」事務局の説明をお願いいたします。

事務局 (令和6年度使用赤穂市立学校教科用図書の採択について議案2～6ページに基づき説明を行った。)

教育長 ただいまの事務局の説明について、ご質疑ございませんか。

委員 今現在の赤穂市の特別支援学級に在籍する人数なんですが、小中学校別にもし分かれば教えていただけますか。

事務局 現在、特別支援学級に在籍している児童生徒についてですが、小学校は161名、中学校が63名となっております。小学校については、全小学校児童の7.7パーセント、中学校においては、5.6パーセントという割合になっております。以上です。

委員 ありがとうございます。

教育長 他にご質疑ございませんか。ご発言がないようですので、報告12「専決処分の報告について」専第11号の報告をおわります。

教育長 次に報告13「少年非行概要について」事務局の説明をお願いいたします。

事務局 (少年非行概要について議案7～9ページに基づき説明を行った。)

教育長 ただいまの事務局の説明について、ご質疑ございませんか。
委員 前年度から減っているということは、非常にいい傾向だとは思いますが、

その中で、一時の報告じゃなくて、これは警察からの報告ということですので、そうすると家庭内でのことがほとんど除かれているような感じだと思われるんですけども、例えば「喫煙」、あるいは「深夜徘徊」にしましても、警察あるいは補導委員とかそういう形のところから数字が上がるんだと思いますけれども、場所的にはどんなものなんでしょうか。例えば、赤穂の場合だったら「商業施設である」とか、いろんなところがあると思うんですけども、主に「どういうところ」というそういうことは把握できないのですか。

事務局 警察での数字ですので、場所については、ちょっとそこまでは、聞き取りはできておりません。

委員 年々、犯罪にしろ、触法にしろ、ぐ犯にしろ、減ってきているっていうのは、本当に喫煙も減ったな、というのを感じますし、結構いろいろな意味でお行儀のいい子が増えたかな、という感じはあります。ただ、危ないかな、みたいなの、子ども達もやっぱりいて、学校で何かあったときに、家庭が揺らいでいると犯罪に行ったりとか、あと、同じ子が繰り返したりとか、あると思うので、今は結構学校の先生がよく見てくださっているのですが、友達同士なんかではいけない、という形ではあると思うんですが、やっぱりちょっと危ない子は、ここには載っていない危ない子はいるのかな、というのは否めないで、その辺は大変だとは思いますが、ちょっと見ていただいたらと思います。あと、8ページの令和3年触法少年の小学生2人だったのが、令和4年は小学生1人、中学生1人になっているので、もしかしたら1人は、同じ子で学年が上がったのかな、それとも違う生徒なのか、と思ったんですが、その辺はいかがでしょうか。

事務局 先ほどの委員さんの最初のお話についてですが、「触法」、

法に触れる件数は少ないふうになっておりますが、SNSとかによるトラブルは増えてきておりますので、生徒指導をもっと充実させていきたいと考えております。2つ目の小学生が同一かどうかというところですが、「誰が」というところまではわかりませんので、確認はできておりません。

委員

今見ましたら、令和4年の「触法少年」の小学生1、中学生1、令和3年の小学生2、中学生0、これはもし支障がなければ、具体的にどういう内容の非行なのかお聞きしたい。

事務局

令和4年の「触法少年」小学生1については、「器物破損」となっております。中学生の「触法少年」1については、「器物破損、窃盗」、「不良行為少年」の中学生4については、「深夜徘徊」ということを警察から情報提供がありました。令和3年の「犯罪少年」中学生1については、「器物破損」です。小学生2の「触法少年」については、「万引き」1と「器物破損」1です。「不良行為少年」の中学生3は「深夜徘徊」となっております。以上です。

教育長

他にご質疑ございませんか。ご発言がないようですので、報告13「少年非行概要について」の報告を終わります。次に、第20号議案「令和5年度赤穂市一般会計補正予算（9月）について」、順次、事務局の説明をお願いいたします。

[非公開案件として、第20号議案「令和5年度赤穂市一般会計補正予算（9月）について」説明を行い、その後審議を行った。] 原案承認

教育長

次に、その他「問題行動、いじめ・不登校の状況について」事務局の説明をお願いいたします。

[非公開案件として、「問題行動、いじめ・不登校の状況について」説明を行い、その後審議を行った。]

教育長

その他、事務局から報告事項等がありますか。

事務局

（令和5年第9回教育委員会を9月29日（金）午後2時から市役所第2庁舎で開催することを報告した。）

教育長

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。これをもちまして第8回教育委員会を終了させていただきます。

お疲れさまでした。

（午後2時30分閉会）